

## 前回会議までに受けた主な質問等

前回会議までの主な質問等		回 答
1	平成 28 年答申を受けて、審議会等で市民参画手続を諮って決定したケースがあったのか。	<p>審議会等を開催する場合、あらかじめ審議内容を示し、計画や条例の最終形に至るスケジュールと審議会等以外にどのような市民参画手続を行うかについては審議会等に諮って決めていることが多い。</p> <p>令和 3 年度 of 取組み(令和 3 年度の運用状況報告を参照) で意見公募手続以外を例に挙げると、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理基本計画改定における市民アンケート(無作為抽出)</li> <li>・第 4 次地域福祉計画策定における民生・児童委員、地区社会福祉協議会やボランティア連絡会等への書面アンケート などがある。</li> </ul>
2	審議会等で市民参画手続を諮って当初の事務局案に追加したケースがあったのか。また、実施すべき市民参画手続の選択を審議会等に諮る場合、どのような資料で諮り、どのような委員意見が出ているのか、資料及び会議録の提出を求める。	<p>審議会等で手続が追加された案件はないと思われる。</p> <p>なお、個々の審議会等での諮り方など詳細は把握していない。</p>
3	<p>意見交換会と意見公募は、審議会等が終わった後、答申が出された後、あるいは、その答申に基づいて具体的な政策として市が立案、あるいは条例素案をつくった段階で、行われていることが圧倒的に多い。市民の意見を十分反映する時間をとって行ったケースがあれば明らかにしてほしい。</p> <p>【 意 見 】</p> <p>意見公募をどの段階で実施するべきかとなると、内容がゼロの段階ではなかなか難しい。やはり市民意見を聞くとすれば、ある程度の方針案ができたあとが一般的である。</p>	<p>政策等の検討段階においては、市民参画条例上の市民参画手法としての審議会等手続に加え、「アンケート調査」「関係団体へのヒアリング」「地域団体との意見交換」などで市民の意見を政策等に反映し、円滑な実施につなげるための取組みを工夫しながら行っており、基本的に市民の意見を反映する時間は確保できていると認識する。</p> <p>また、意見交換会や意見公募は、市が作成する政策等の案に関して市民を対象に意見を聴く手法であることから、ある程度の素案ができた段階で実施することに妥当性があると考えます。</p>

4	<p>意見交換会と意見公募において、適切な時期に適切な方法で多くの市民の参画を得て実施した事例はあったのか。また、適切な時期及び方法で実施できなかった場合の理由は。</p>	<p>市民参画条例は手続条例であるので、同条例規定の市民参画手続の実施の原則に従い実施したものが適切に実施されたものと認識している。</p> <p>一方、市民参画手続の実施の原則どおりに実施できなかったものは、第2回推進会議の資料1及び資料1-4に記載している。</p>
5	<p>パブリックコメントなどの市民意見を参考にして、政策や計画を変更した事例があれば、教えてほしい。</p> <p>また、市民意見の反映が字句の追加や修正等に終わる原因の見解を求める。</p>	<p>意見を受けて修正した政策等は毎年あり、各年度の運用状況報告の3ページ辺りに件数と修正概要を記載している。</p> <p>なお、提出意見を受けての修正は所管部署の判断によるため、事務局では詳細を把握していない。</p>
6	<p>市広報紙及び市ホームページをどのように活用してきたか。</p> <p>また、市ホームページに掲載している各市民参画手法の実施結果へのアクセス件数は。</p>	<p>市広報紙は、主に意見公募・意見交換会・ワークショップ等の実施案内や審議会等の傍聴者募集を所定のページに掲載してきた。</p> <p>市ホームページは、主に意見公募・意見交換会・ワークショップ等の実施案内や結果の公表のほか、審議会等の傍聴者募集や開催結果を掲載してきた。</p> <p>なお、アクセス件数はURLごとにしかカウントできず多数あるため把握していない。</p>

7	<p>市広報紙で特集して意見公募した旧優生保護法の被害者救済条例案及び工場立地法緑地面積率緩和条例案には多くの提出意見があり、全文公開した。その目的及び成果の報告を求めるとともに、今後の意見公募は市広報紙で特集し、提出意見は全文公開すべきでないか。</p>	<p>市民参画条例では「提出された意見の概要」を公表すると規定しているが、両案とも多岐に渡った多数の意見が提出されたため、意見を要約することがなじまないと所管部署が判断し、提出された意見を概要で公表しなかった。公表後、市民から意見や指摘は特になかった。</p> <p>なお、意見公募の実施公表についての直近の事例では、令和5年1月15日号市広報紙で「こどもの養育費に関する条例」案ほか5つの政策等の意見公募を特集したが、市広報紙は紙面の制約があり、今後すべての意見公募を特集して掲載することは難しいと思われる。</p> <div data-bbox="1012 501 2074 890" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(意見公募手続) 第11条</p> <p>5 市長等は、意見公募手続により提出された意見についての検討を終了し、政策等を定めた場合は、非公開情報を除き、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 政策等の案の名称</p> <p>(2) <u>提出された意見の概要</u></p> <p>(3) 提出された意見に対する検討結果及びその理由</p> <p>(4) その他市長等が必要と認める事項</p> </div>
8	<p>長期総合計画(第6次)は、自治基本条例で規定する市民参画の下で定める計画だが、第5次計画よりも市民の関わりが見られない第6次計画が今年の3月に策定された。コロナの影響を受け、計画の骨子案が示されるまでの審議会の開催は1回だけであとは事務局が個別に委員意見を聞き作文したうえ、市民説明会は12月に開かれたが市民意見をもとに計画を練り直す時間的余裕は事実上ないことを承知で開催したことは参画手続が単なる目的化していたのではないか。</p>	<p>2019年度後半以降、コロナ禍でのあかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)策定は、対面での審議会の開催等が制限される状況にあった。</p> <p>2020年度には、審議会委員への書面での意見聴取や市民意見箱の設置などの工夫をして意見聴取を行った上で素案を作成した。</p> <p>2021年度は、より多様な意見を計画に反映するために委員を5名増員し、オンラインを含む審議会、議会の特別委員会で審議を重ねるとともに、学生向けのワークショップ(オンライン)や市民説明会(オンライン・現地)、パブリックコメントによる意見聴取を経た最終案が議決されたものである【P5別紙「計画策定までの流れ」参照】。実施した市民参画手法の開催記録や実施結果は市ホームページ等で公表している。</p>

9	<p>第6次計画の策定は、自治基本条例及び市民参画条例の施行後の明石市の最上位計画として充実した市民参画手続の実施が必要だったにも関わらず、策定期間が2019年度からの2年間(当初)では短かすぎないか。</p>	<p>策定期間は所管部署の判断による。 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置区域指定が幾度も繰り返される中であって、市民参画手続の実施の原則に従い実施したものと認識している。</p>
10	<p>意見交換会手続の会場ごとの参加者数及び実参加者数の報告を求める。</p> <p>① SDGs推進計画 ② 都市計画マスタープラン</p>	<p>① 令和3年12月17日開催 オンライン 6名 令和3年12月18日開催 こども健康センター 12名 令和3年12月22日開催 オンライン 2名 令和3年12月25日開催 大久保市民センター 16名 令和4年1月16日開催 二見市民センター 13名 計49名 実参加者数46名 なお、参考資料「明石市市民参画条例 令和3年度の運用状況報告」P13に参加者総数等を記載している。</p> <p>② 令和4年10月29日開催 ウィズあかし 7名 大久保市民センター 2名 令和4年10月30日開催 魚住市民センター 1名 二見市民センター 9名 令和4年11月3日開催 サンライフ明石 6名 令和4年11月7日開催 オンライン 19名 計44名 実参加者数42名 なお、令和4年度実施のため、諮問の対象外。</p> <p>①②ともに市広報紙と市ホームページで開催公表している。</p>
11	<p>第6次計画に関する意見を市民意見箱で募集する広報はしたのか。</p> <p>【意見】 実質的にどれだけ市民が参画できたのかが、少なくともこの計画策定のプロセスからは読み取れなかったのが重要だと思う。プロセスに市民の意見が反映できるような仕組みを見える化することが重要。</p>	<p>令和3年1月1日号市広報紙で、専用意見箱を設置するなどによる意見募集を掲載している。</p> <p>今後は意見を参考に、より効果的な情報発信方法等の検討に努める。</p>

12	令和3年度に議員が提出した工場立地法地域準則条例の議案に対して、市行政は市民参画条例に定める市民参画手続を実施していないことを理由に反対意見を述べていた。市議会活動は市民参画条例の対象としないとした決定の経緯があるのであれば、何故、議員提出条例に反対したのか。市幹部が市民参画条例を学んでないことが露呈した。市民参画条例所管部署に答弁内容の確認はなかったのか。	所管部署へは答弁内容の確認はなかった。
13	傍聴者の発言の機会は審議会等ごとに決定するとあるが、実際に傍聴者が発言をされていた審議会等がどの程度あって、その発言が採用されたことがあったのか。	傍聴者発言を認めるかどうかについて、多くは各審議会等に諮って決めている。庁内照会をしたところ、一部の審議会等においてアンケート提出により傍聴者意見を聞いた事例はあったが、審議に影響を与えた事例はなかった。
14	アンケート提出された内容が、その後の審議会等で資料配布されるなどしたのか。	アンケート提出により傍聴者意見を聞いた審議会等のうち、アンケート提出がなかった審議会等は把握しているが、その他の審議会等については把握していない。
15	市民参画に関わる市職員の意識改革が行われていると思えない。市民参画手続マニュアルや研修以外で市職員の意識改革の取組みの報告を求める。	随時、市民参画手続の実施を予定している所管部署からの相談対応を行ってきた。市民参画条例施行から10年経過し、一定の理解・周知はできてきたと認識している。

# 計画策定までの流れ

別紙

(あかしSDGs推進計画資料集より抜粋)

